2027 年合格目標

弁理士試験

論文過去問解説講座

添削問題冊子

AGAROOT ACADEMY

目　　次

特許・実用新案法

第１問（論文過去問解説講座　令和４年度問題Ⅱ）・・・・・・・・・・・・ 1

第２問（論文過去問解説講座　令和６年度問題Ⅱ）・・・・・・・・・・・・ 4

意匠法

第３問（論文過去問解説講座　令和６年度問題Ⅰ）・・・・・・・・・・・・ 7

第４問（論文過去問解説講座　令和７年度問題Ⅰ）・・・・・・・・・・・・ 8

商標法

第５問（論文過去問解説講座　令和６年度問題Ⅱ）・・・・・・・・・・・ 10

第６問（論文過去問解説講座　令和７年度問題Ⅰ）・・・・・・・・・・・ 11

［特許・実用新案］

【第１問】

量子コンピューティングの応用に向けた研究開発を行うスタートアップ企業である**甲**は、自動車メーカー**乙**と電気自動車（ＥＶ）用車載電池の長寿命化のための材料開発を目的として、令和２年４月から令和３年３月を共同開発期間とする共同開発契約を締結した。当該契約においては、**甲**・**乙**間の共同開発から生まれた共同発明に係る特許を受ける権利は**乙**に帰属すること、当該発明について**乙**は**甲**にその実施を非独占的に許諾すること、及び、共同開発期間の終了後半年以内に、**乙**は**甲**との共同開発を継続するか否かを判断して**甲**に通知することが定められていた。当該共同開発では、**甲**及び**乙**の従業者らの協力のもと、従来より充放電の耐久性能を改善する新材料が得られ、当該新材料に係る共同発明である発明**イ**として「成分α及びβを含む正極材料」が生まれたものの、**乙**は、引き続き新材料の探索をすることを理由として、**甲**との共同開発は継続しないことを令和３年５月に**甲**に通知した。

その後、**甲**は、以前から問い合わせのあった電池メーカー**丙**と新たに車載電池のための材料開発を目的とする共同開発契約を令和３年６月に締結した。当該契約においては、**甲**・**丙**間の共同開発から生まれた発明に係る特許を受ける権利は**甲**及び**丙**の共有とすることが定められていた。当該共同開発では、**甲**の提案により、**甲**が**丙**に開示した発明**イ**を出発点として新素材の発見に向けた仮説検証が繰り返された結果、成分γを用いることにより充放電の耐久性能が大幅に向上されることが判明し、発明**イ**の改良発明**ロ**として「成分α、β及びγからなる正極材料」が生じたことから、**甲**及び**丙**は、令和４年６月に改良発明**ロ**を明細書に記載した特許出願Ａをした。特許出願Ａの明細書には、改良発明**ロ**に加えて、その上位概念である発明**イ**が記載されており、特許請求の範囲には唯一の請求項として発明**イ**である「成分α及びβを含む正極材料」が記載されていた。また、**甲**・**丙**間では発明**イ**の特許を受ける権利についての帰属・譲渡等に関する合意はなされていない。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。なお、**甲**、**乙**及び**丙**は従業者等がした職務発明について特許を受ける権利を使用者等に取得させることをあらかじめ勤務規則に定めているものとし、特許法第 35 条第３項の規定により従業者等が行った発明が使用者等に帰属することについて論じる必要はない。

１　特許出願Ａは拒絶理由の通知を受けることなく特許をすべき旨の査定を受け、特許請求の範囲に唯一の請求項として発明イが記載された特許権Ｐが令和４年 10 月に成立した。甲及び丙は、特許権Ｐが成立した後、令和４年 12 月に合弁会社丁を設立すると同時に、丁に対し、特許権Ｐについて、その存続期間満了まで、独占的通常実施権を許諾した。丁は、令和５年１月に、発明イの技術的範囲に属する材料（以下「材料ａ」という。）の製造販売を国内で開始した。その後、丁が製造する材料ａが新型ＥＶに採用されることが報道されたことから、乙は、特許権Ｐの存在を知り、特許権Ｐの移転を求めて、甲及び丙を被告として移転登録請求訴訟を提起した。この提起の事実により丁は、甲・乙間の共同開発に関する事情を初めて知った。

なお、以下の各設問はそれぞれ独立しているものとする。

⑴　乙による特許権Ｐの移転の請求が認められる理由を説明せよ。

⑵　当該移転の請求が認容され、その移転の登録が令和６年 12 月にあり、その後乙が丁に対し材料ａの製造販売の差止めを求めて訴訟を提起した場合、丁はいかなる抗弁を主張すれば請求棄却判決を得られるか説明せよ。特許権Ｐに無効理由はないものとする。

２　上記１の移転登録請求訴訟が提起された後、甲及び丙は、乙から発明イについて特許を受ける権利を譲り受けるとの合意に至り、乙との間で、発明イについての特許を受ける権利が甲及び丙に帰属することを乙が争わない旨の訴訟上の和解をし、訴訟は終了した。その後、独占的通常実施権者である丁は、電池メーカー戊が、発明イの技術的範囲に属する、成分α、β及びγからなる正極材料（以下「材料ｂ」という。）を正当な権原なく国内で製造し輸出していることを知った。甲、丙及び丁は三者協議の上、丙及び丁を原告、戊を被告として、特許権侵害訴訟を提起した。当該訴訟において、丙は差止請求、丁は損害賠償請求をしている。

なお、以下の各設問はそれぞれ独立しているものとする。

⑴　丁による損害賠償請求は認められるか、その可否を論ぜよ。特許権Ｐに無効理由はないものとする。

⑵　丙による差止請求に対して、戊は、特許出願Ａの出願日前に頒布されていた外国語の文献Ｘを入手して新規性欠如を理由とするいわゆる無効の抗弁を主張した。文献Ｘには、成分α及びβを含むものの成分γを含まない正極材料（以下「材料ｃ」という。）が記載されていた。他方、正極材料に成分γを含めることを示唆する文献は戊から証拠として提出されていない。この場合、丙は、この抗弁に対していかなる対応をすることが考え

られるか、具体的に説明せよ。特許権Ｐについて無効審判は請求されていないものとする。

（令和４年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［特許・実用新案］　問題Ⅱ）

［特許・実用新案］

【第２問】

甲は、塗料に係る特許発明イ（以下「発明イ」という。）についての特許権Ｐの特許権者であり、発明イの実施製品である塗料ａを製造販売している。特許権Ｐの特許請求の範囲には「塗膜成分Ａ及び溶剤を含み、前記溶剤は、化合物Ｂ、Ｃ及びＤの中から選択される塗料。」と記載されており、明細書には、発明イの作用効果として、塗膜成分Ａを用いることにより耐水性が高い塗料を提供可能である旨が記載されている。

甲は、特許権Ｐに係る発明イの実施について他人に許諾したことはない。

乙は、特許権Ｐに係る特許出願の日後から現在に至るまで、塗料ｂを製造販売している。

また、特許権Ｐに係る特許に無効理由はないものとする。

以上の事実関係を前提に、以下の各設問に答えよ。

なお、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

１　特許権Ｐの出願時の明細書には、塗膜成分Ａを用いれば、溶剤として化合物Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥのいずれの化合物を用いても、塗料の耐水性が高いという発明イの作用効果を奏する旨が記載されていた。

乙が製造販売する塗料ｂを甲が調査したところ、溶剤として化合物Ｆ（化合物Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥのいずれとも異なる化合物である。）のみが使用されており、その点を除いては、塗料ｂは、発明イの要件をすべて充足し、耐水性が高いという作用効果を奏するものであると判明した。

⑴　乙が製造販売する塗料ｂが、発明イの技術的範囲に属するといえるのはどのような場合か、説明せよ。

⑵　上記⑴の場合において、甲は、塗料ｂが発明イの技術的範囲に属すると主張した。

しかし、乙は、塗料ｂに使用されている溶剤は化合物Ｆではなく、化合物Ｅであると反論した。このため、甲は、溶剤が化合物Ｅであったとしても、塗料ｂが発明イの技術的範囲に属すると主張した。

この場合、乙は、甲の主張を覆すために、どのような反論をすることができるか、説明せよ。

（次頁に続く）

2　甲は、乙による塗料ｂの製造販売により、市場で競合する甲の塗料ａの売上が減少したと考えて、乙による塗料ｂの製造販売が甲の特許権Ｐの侵害であることを理由に、乙に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

ただし、塗料ａ及び塗料ｂは、１製品あたり同じ量で販売されているものとする。

⑴　甲が販売する塗料ａの１製品当たりの利益額の方が、乙が販売する塗料ｂの１製品当たりの利益額よりも高い場合、甲は、より多くの金額の損害賠償を請求するために、特許法上の規定に基づいて、損害額の算定についてどのような主張をすることができるか、その根拠を示すとともに、説明せよ。

ただし、本問⑴の段階では、実施料相当額に基づく算定は考慮しないものとする。

⑵　甲がした上記⑴の損害額の算定の主張に対し、乙は、当該訴訟において、塗料ｂの販売数量のうち70％は、乙の営業努力の結果、販売することができたのであって、甲は塗料ａを塗料ｂと同じ数量は販売できなかったと考えている。この場合、乙は、甲の主張する損害額を減額するために、特許法上の規定に基づいて、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

⑶　甲は、乙がした上記⑵の損害額の減額の主張が認められる可能性が高いと考えた場合、減額部分について、特許法上の規定に基づいて、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

（次頁に続く）

3　**丙**は、**甲**の特許出願に係る発明**イ**の内容を知らずに、自ら、発明**イ**と同一の発明をし、その特許出願の日前に、発明**イ**の技術的範囲に属する塗料の製造に特化した製造装置を発注し、納品された当該製造装置を日本国内の**丙**の工場内に設置して、取引業者らに対し、それらの事実を伝え、発注があれば直ちに日本国内で当該塗料の製造を開始することを説明した。

⑴　**丙**は、特許権**P**に係る特許出願の日後、上記製造装置を使用して、発明**イ**の技術的範囲に属する塗料**c**を製造し、その販売を行っていた。

甲は、**丙**による塗料**c**の製造販売が特許権**P**の侵害であることを理由に、**丙**に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

この場合、**丙**は、特許法上、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

⑵　**丙**は、塗料**c**から塗料**d**に切り替えて製造販売を行っている。塗料**d**は、調達の関係から、塗料**c**に含まれる顔料（着色剤）を、塗料の耐水性には影響のない別の顔料に変更したものであり、発明**イ**の技術的範囲に属するものである。

甲は、**丙**による塗料**d**の製造販売が特許権**P**の侵害であることを理由に、**丙**に対し、損害賠償請求訴訟を提起した。

この場合、**丙**は、特許法上、どのような主張をすることができるか、説明せよ。

ただし、上記⑴と重複する内容の主張を説明する必要はない。

（令和６年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［特許・実用新案］　問題Ⅱ）

［意匠］

【第３問】

甲は、展望タワーＰの意匠イ及び当該展望タワーの形状を模した置物の意匠ロを創作した。甲は、意匠イについて意匠登録出願Ａ、意匠ロについて意匠登録出願Ｂをすることを考えている。

一方、乙は、甲とは関係なく展望タワーＰに類似する展望タワーＱを創作し、展望タワーＱのほぼ全体を意匠登録を受けようとする部分とする意匠ハに係る意匠登録出願Ｃをすることを考えている。

上記及び各設問に記載の事実のみを前提として、以下の設問に答えよ。

なお、⑴、⑵はそれぞれ独立しているものとする。

⑴　甲は、展望タワーＰの意匠イについて出願Ａをした。甲が出願Ａをした後、乙は、意匠ハに係る出願Ｃをした。その後、意匠イについて意匠権の設定の登録がされた。

出願Ａとの関係において、出願Ｃについて想定される全ての拒絶の理由を述べよ。

なお、意匠イと意匠ハは類似するものである。また、出願Ｃをする際には、展望タワーＰ、展望タワーＱ及び置物の意匠ロは公開されていないものとする。

⑵　甲は、外から見えないように仮囲いの中で展望タワーＰの建築を完成させた後、仮囲いを外して展望タワーＰを初めて公開した。

その後、甲が、展望タワーＰの形状を模した置物の意匠ロについての意匠登録出願Ｂをする際に、展望タワーＰの公開との関係において留意すべき事項について説明せよ。

なお、意匠登録出願Ｂをする際には、置物の意匠ロは公開されていないものとする。

（令和６年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［意匠］　問題Ⅰ）

［意匠］

【第４問】

パリ条約の同盟国Ｘ国の国民である**甲**は、新規なドローンの意匠**イ**を創作し、令和６年（2024 年）７月 10 日、当該ドローンをＸ国の展示会に出品し、初めて公開した。当該展示会の後、Ｘ国の国民である**乙**は、**甲**の依頼を受けて、ドローン専用の外付け小型カメラの意匠**ロ**を創作し、Ｘ国で製造した当該小型カメラを全て**甲**に引き渡している。**甲**は、当該ドローン及び当該外付け小型カメラを組み合わせた小型カメラ付ドローンの意匠**ハ**を創作した。小型カメラ付ドローンの意匠**ハ**はドローンの意匠**イ**と類似しており、また、意匠**ハ**の小型カメラ部分には意匠**ロ**がそっくりそのまま現されている。

令和７年（2025 年）１月１日、**甲**は、インターネット上のウェブサイトを通じて当該小型カメラ付ドローンの販売を開始した。

また、令和７年（2025 年）１月 15 日、**甲**は、Ｘ国の特許庁に意匠**イ**について意匠登録出願をしたところ、意匠登録され、令和７年（2025 年）２月 28 日にＸ国の意匠公報に掲載された。

このような状況の下、**甲**は、日本国において、意匠**イ**及び意匠**ハ**について意匠登録を受けたいと考えている。令和７年（2025 年）６月 29 日に**甲**から相談を受けた弁理士の立場で、次の設問に答えよ。

なお、各設問は独立したものである。また、解答に際して、ジュネーブ改正協定に基づく特例について考慮する必要はない。各意匠について意匠登録を受ける権利は、創作と同時に創作者から出願人に適法に承継されており、出願人の名義変更に関する手続について言及する必要はない。各出願に係る意匠は、物品の部分に関するものではない。各意匠権は有効に存続しているものとする。問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

⑴　意匠**イ**について意匠登録を受けるため、**甲**が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。

⑵　意匠**イ**について意匠登録を受けた後、さらに意匠**ハ**について意匠登録を受けるため、**甲**が出願する際に、公知の意匠との関係で生じる拒絶理由及び意匠**イ**の出願との関係で生じる拒絶理由を回避するために留意すべき点について説明せよ。

⑶　令和６年（2024 年）８月１日、**乙**は、意匠**ロ**について、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。他方、**甲**は、**乙**の当該出願の日後、意匠**ハ**について、日本国特許庁に意匠登録出願を行い、意匠登録を受けた。そこで**甲**は、日本の販売代理店である**丙**に意匠**ハ**に係る意匠権について通常実施権を許諾した。

丙は、**甲**がＸ国で販売している意匠**ハ**に係る小型カメラ付ドローンを**甲**から購入し、日本国内において販売することを計画している。**丙**は当該小型カメラ付ドローンを輸入・販売することができるか、**乙**の意匠**ロ**に係る意匠権の侵害の成否について触れた上で、説明せよ。

（令和７年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［意匠］　問題Ⅰ）

［商標］

【第５問】

菓子のメーカーである**甲**は、東京都産の塩を用いたキャンデー**X**の製造販売を 2017 年に開始し、現在まで継続している。キャンデー**X**のパッケージには、「東京塩キャンデー」の文字が同じ大きさのゴシック体で付されているとともに、キャンデー**X**のブランド名が付されている。**甲**は、キャンデー**X**の宣伝広告には専らブランド名を使用している。

塩の製造会社である**乙**は、キャンデー**X**に東京都産の塩が用いられていることを知って、**乙**の製造する東京都産の塩を**甲**に供給することを申し出たが、**甲**に採用を断られた。

そこで、**乙**は、**乙**の製造する塩の採用を断られたことの腹いせに、**甲**が「東京塩キャンデー」につき商標登録出願をしていないことを認識した上で、**甲**に高額で商標権を買い取らせる目的で、「東京塩キャンデー」の標準文字からなる商標**イ**につき、指定商品を「東京都産の塩を原材料に用いたキャンデー」として商標登録出願をし、商標登録を受けた。そして、**乙**は、**甲**に対し、商標**イ**に係る商標権の高額での買取りを要求したが、**甲**は、これを断った。

その後、**乙**は、**甲**によるキャンデー**X**の販売行為が、**乙**の有する商標**イ**に係る商標権の侵害であるとして、**甲**に対し、商標権侵害訴訟を提起した。

乙は、商標**イ**につき、商標登録の日から現在まで、社会通念上同一の商標も含め、何ら使用をしていない。

現在（2024 年６月 30 日）を基準として、以下の設問に答えよ。本問においては、**甲**の使用する「東京塩キャンデー」及び商標**イ**は、互いに類似するものとする。

⑴　商標**イ**の商標登録の日が 2019 年１月 10 日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為の差止めを請求するものであった場合、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。

⑵　商標**イ**の商標登録の日が 2024 年１月 10 日であり、この訴訟が、商標**イ**に係る商標権に基づき、キャンデー**X**の販売行為により**乙**に生じた損害の賠償を請求するものであった場合、⑴で挙げた主張のほかに、この訴訟における**甲**の主張として有効と考えられるものを挙げて説明せよ。また、⑴で挙げた主張のうち、有効ではないと考えられるものについて言及せよ。

なお、⑴及び⑵のいずれにおいても、**甲**は、当該主張に必要な手続があれば、当該手続を行うことができるものとする。また、問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

（令和６年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［商標］　問題Ⅱ）

［商標］

【第６問】

商標権の消滅原因に関し、以下の設問に答えよ。

ただし、解答に際してマドリッド協定の議定書に基づく特例は、考慮しなくてよい。

１　登録しなければ商標権の消滅の効力が生じない商標権の消滅原因について、説明せよ。

２　上記１以外の商標権の消滅原因について、説明せよ。

（令和７年度弁理士試験論文式筆記試験問題　［商標］　問題Ｉ）

ⓒ2026 AGAROOT Inc.
無断複製・転載を禁ず。